

第9 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)の融資

1 公庫設立年月日及び目的

株式会社日本政策金融公庫（平成20年10月1日設立）

国民生活金融公庫，農林漁業金融公庫，中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）が統合

株式会社日本政策金融公庫法（平成19年5月25日法律第57号）

（目的）

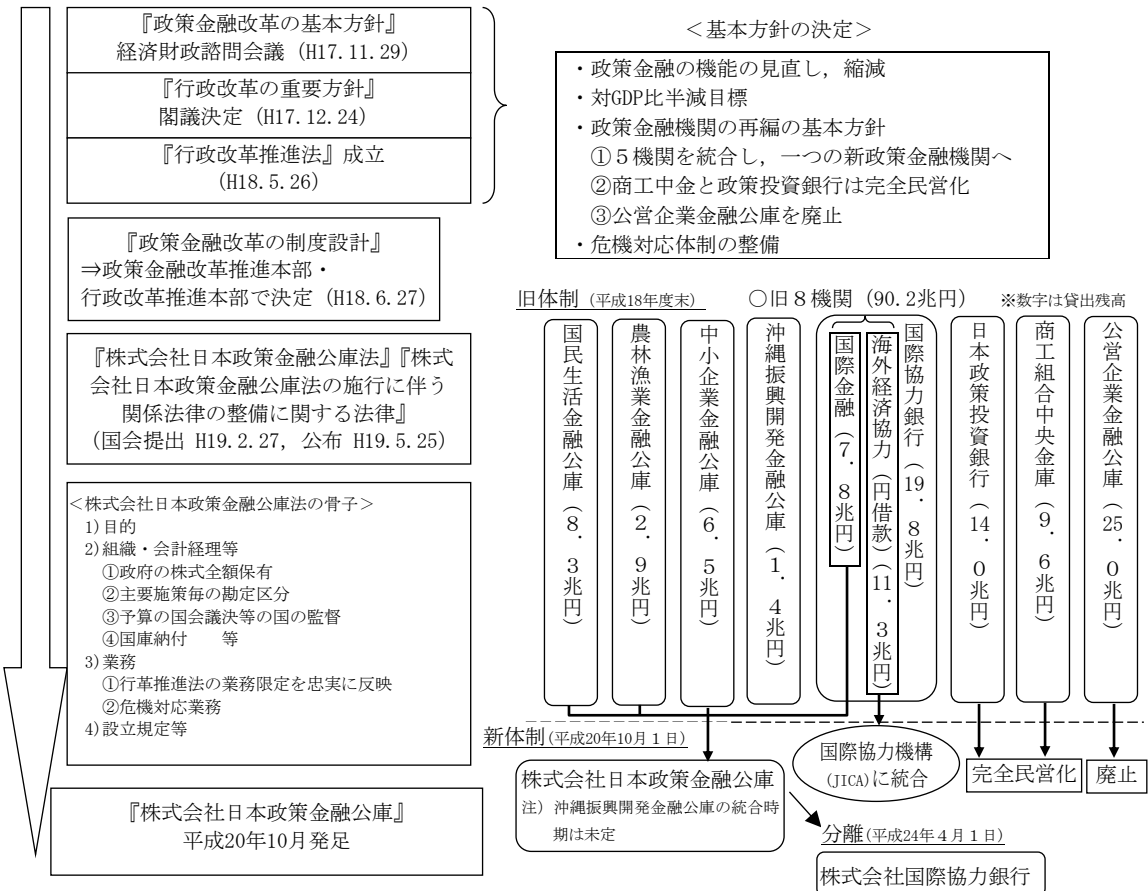
第一条 株式会社日本政策金融公庫は，一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ，国民一般，中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに，内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害，テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか，当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし，もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

（定義）

第二条 この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 生活衛生関係営業者 前条に規定する国民一般のうち，生活衛生関係営業（生活衛生関係の営業として政令で定める営業をいう。以下同じ。）を営む者であって，生活衛生同業組合その他の政令で定めるものをいう。

政策金融改革の流れ



2 貸付制度の概要

(1) 貸付対象・資金使途

区 分		一般貸付 及び振興事業貸付	生活衛生関係営業 経営改善資金特別 貸 付
貸 付 対 象	(対象業種) ① 会社及び個人 食肉販売業、食鳥肉販売業、冰雪販売業	(資本金又は) 又 (常時使用する) 出資金 は 従業員の数) 5,000万円以下 50人以下	(常時使用する) 従業員の数) 5人以下
	飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、浴場業（一般公衆浴場業・サウナ営業・その他公衆浴場業）	5,000万円以下 100人以下	
	旅館業	5,000万円以下 200人以下	20人以下
	食肉卸売業、食鳥肉卸売業、冰雪卸売業	1 億 円 以下 100人以下	5人以下
	興行場営業 (映画、演劇又は演芸にかかるものに限る。)	3 億 円 以下 100人以下	20人以下
	クリーニング業	3 億 円 以下 300人以下	5人以下
	② 組合等 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、事業協同組合等	—	
③ 理容師・美容師養成施設の開設者	—		
資 金 使 途	① 会社及び個人：設備資金、運転資金（振興事業貸付、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付等） ② 組合等：設備資金、共同購入運転資金、運転資金（振興事業貸付等）		

(2) 貸付制度概要

区分	貸付対象	貸付限度額
一般貸付	I 会社・個人 (対象業種) 1 飲食店営業 <ul style="list-style-type: none"> ・そば・うどん店 ・中華料理店 ・すし店 ・料理店 ・社交業 ・その他飲食店 2 喫茶店営業 3 食肉販売業・食鳥肉販売業 4 氷雪販売業 5 理容業 6 美容業 7 興行場営業（映画、演劇、演芸にかかるものに限る。） 8 旅館業（注1） 9 浴場業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般公衆浴場業 ・サウナ営業（注2） ・その他公衆浴場業（注3） 10 クリーニング業 11 理容師・美容師養成施設の開設者	設備資金 7,200万円 円 ただし、 クリーニング業（注4） 1億2,000万円 興行場営業 2億円 旅館業 4億円 一般公衆浴場業 3億円 ・既存の一般公衆浴場で2施設以上の場合 4億8,000万円 ・既存の一般公衆浴場にかかる借地契約の更新又は借地の買取の場合 別枠1億5,000万円 サウナ営業 2億円
	II 組合等 生活衛生同業組合、同小組合及び同連合会 事業協同組合等 商工組合等 一般社団法人等 専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人（理容師・美容師養成施設の整備に要する資金に限る。）	1 組合 設備資金及び共同購入運転資金の合計 生活衛生同業組合 1億5,000万円 （理・美容師養成施設 2億8,000万円） 同連合会 3億円 同小組合 5,000万円 その他の組合 5,000万円 （理・美容師養成施設 1億8,000万円） 2 一般社団法人等 設備資金 4,500万円 （理・美容師養成施設 1億8,000万円）
振興事業貸付	I 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員 (対象業種) 1 飲食店営業 2 喫茶店営業 3 食肉・食鳥肉販売業 4 氷雪販売業 5 理容業 6 美容業 7 興行場営業（映画、演劇、演芸にかかるものに限る。） 8 旅館業（注1） 9 浴場業（一般公衆浴場業に限る。） 10 クリーニング業	設備資金 1億5,000万円 ただし、 一般公衆浴場業（別枠） 1億5,000万円 クリーニング業（注4） 3億円 興行場営業 7億2,000万円 旅館業 7億2,000万円 運転資金 5,700万円 （設備資金とは別枠）
	II 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合 (対象業種) 上記Iに同じ	振興事業設備資金及び共同購入運転資金の合計 生活衛生同業組合 2億1,600万円 同小組合 8,000万円 振興事業運転資金 生活衛生同業組合 9,000万円 同小組合 4,000万円
	III 厚生労働大臣が振興指針を公示した業種に係る生活衛生同業組合連合会 (対象業種) 上記Iに同じ	振興事業運転資金 9,000万円

(注1) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業（民泊）及び国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（特区民泊）については、生活衛生貸付の対象外となる。

(注2) 都道府県生活衛生営業指導センターからの意見書の交付を受けたものに限る。

(注3) その他公衆浴場業については、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付（直接被害関連に限る。）、生活衛生関係営業危機対応特別貸付（対象となる災害等の直接被害者に限る。）に限る。

(注4) クリーニング取次業（平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって、同日以降クリーニング取次業に業態転換したものに限る。）の貸付限度額は4,800万円。

区分		貸付対象	貸付限度額	
災害貸付	I 会社・個人 (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く。)		設備資金・運転資金(注) 災害ごとに上乗せ3,000万円 (注) 運転資金は、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者に限る。	
	II 組合等 一般貸付のIIに同じ		設備資金・運転資金(注)・共同購入運転資金 災害ごとに上乗せ5,000万円 (注) 運転資金は、生活衛生同業組合、同小組合及び同連合会に限る。	
資金特別貸付 営業経営改善 生活衛生関係		・営業許可等の推薦要件を満たし、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者 (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は運転資金に限る。)	設備資金及び運転資金の合計で2,000万円	
特 例 貸 付	環境対策等関連施設貸付	防災・環境対策資金 ・消防設備の設置又は整備を行う者 ・アスベストの発生及び飛散の防止のため、施設等からのアスベストの除去等を行う者 (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く。)	一般貸付、振興事業貸付の設備資金又は運転資金それぞれの貸付限度額に上乗せ3,000万円(ただし、運転資金については、アスベストの除去等に必要な資金に限る。)	
	新企業育成・事業安定等貸付	新企業育成資金 生活衛生関係営業	創業しようとする者又は創業後おおむね7年以内の者であって、一定の要件を満たす者 (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く。)	一般貸付、振興事業貸付の貸付限度額
		集約・活性化支援資金 生活衛生関係営業事業承継	・中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者含む。)と共に事業承継計画を策定している者 ・安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う者及び当該事業者から事業を承継・集約される者 ・事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている者であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除するもの (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く。)	一般貸付、振興事業貸付の貸付限度額
	健康・福祉増進	福祉増進関連施設貸付	福祉増進関連事業を実施する者 (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く。)	一般貸付、振興事業貸付の貸付限度額(設備資金)に上乗せ3,000万円 (ただし、上乗せ限度額は廃止された受動喫煙防止資金と通算で3,000万円)

区分		貸付対象	貸付限度額
特 別 貸 付	対策特別貸付 衛生環境激変	感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して、衛生水準の維持向上に著しい支障を来しており、かつ、所定の要件に該当する者 (対象業種) 一般貸付のⅠのうち、主務大臣が指定したもの (その他公衆浴場業は除く。)	(別枠) 運転資金 衛生環境の激変事由ごとに1,000万円
	セーフティネット貸付 生活衛生関係営業	経営環境変化対応資金 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、売上が減少するなど業況が悪化している者 (対象業種) 振興事業貸付のⅠに同じ	運転資金 5,700万円
		危機対応後経営安定資金 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け、既往債務の返済負担が生じている者 (対象業種) 振興事業貸付のⅠに同じ	(別枠) 運転資金 7,200万円
	生活衛生関係営業 企業再生貸付	生活衛生関係営業 企業再建資金 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者 (対象業種) 振興事業貸付のⅠに同じ	(別枠) 運転資金 7,200万円
	生活衛生関係営業 挑戦支援資本強化特別貸付	次のⅠ及びⅡの要件を満たすもの Ⅰ 次のいずれかの貸付制度の貸付対象に該当する者 1 新企業育成・事業安定等貸付 ・生活衛生関係営業新企業育成資金 ・生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金（安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方が事業を承継・集約される方に対して行う転貸資金を除く） 2 生活衛生関係営業企業再生貸付 ・生活衛生関係営業企業再建資金 Ⅱ 地域経済の活性化に係る事業を営む者 (対象業種) 一般貸付のⅠに同じ（その他公衆浴場業は除く。）	(別枠) 7,200万円

※1 東日本大震災に伴う融資制度の拡充措置については、118頁を参照のこと。

2 対象となる災害等に伴う融資制度の拡充措置については、123頁を参照のこと。

(3) 貸付方式

① 直接貸付

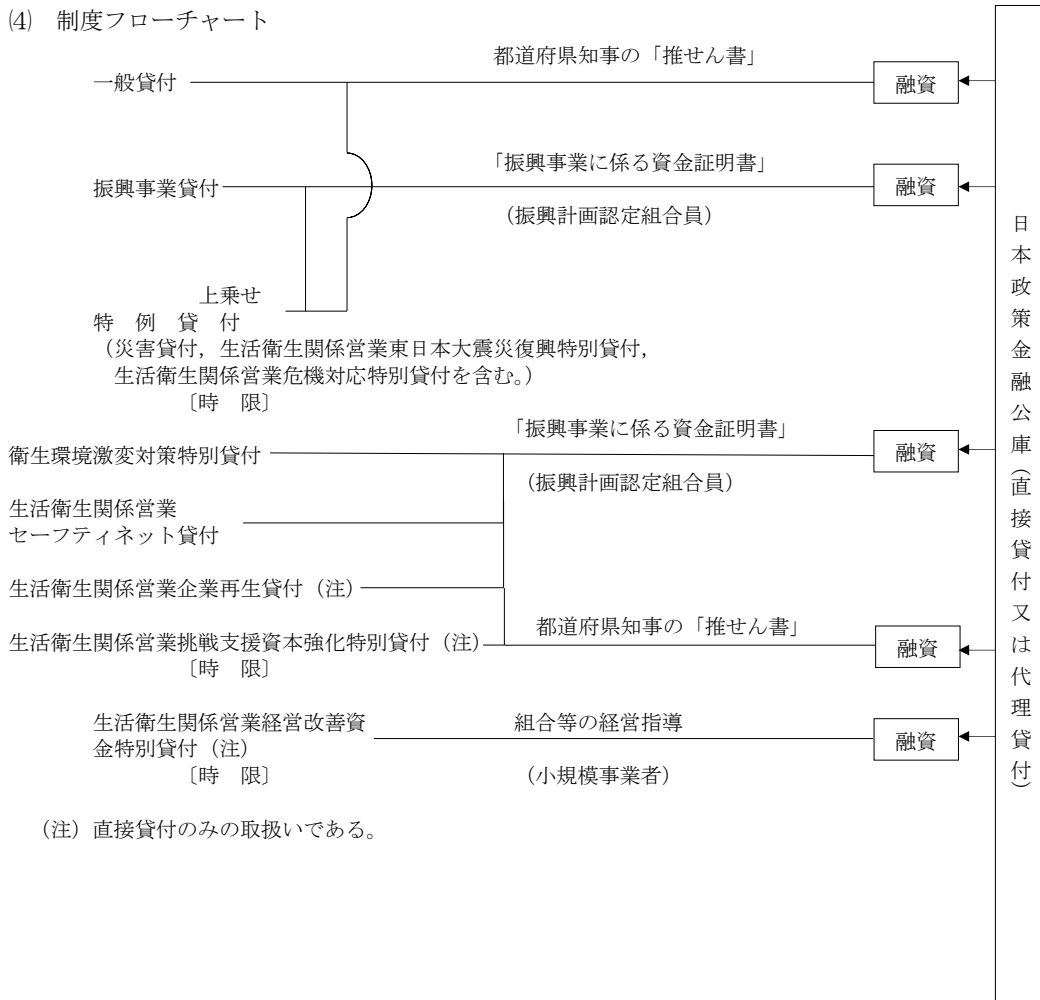
日本政策金融公庫（国民生活事業）の全国の152支店において取り扱っている。

② 代理貸付（次表の金融機関に貸付業務を委託している。）

委 託 先		取 扱 対 象 等
銀 行 信用金庫 信用組合 商工組合 中央金庫	受託金融機関（日本政策金融公庫 と国民生活事業生活衛生資金貸付 業務委託契約を締結した金融機 関） 本・支店	一般貸付（注），振興運転資金貸付（注），振興事 業設備貸付，特例貸付，災害貸付，衛生環境激変 対策特別貸付又は生活衛生関係営業セーフティネ ット貸付（危機対応後経営安定資金）を利用する 者

（注）取扱金額（借入申込金額と当該借入申込者に対する生活衛生資金貸付（生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付を除く。）に係る貸付残高との合計額をいう。）が300万円を超える場合に限るものとする。

(4) 制度フローチャート



(注) 直接貸付のみの取扱いである。

3 一般貸付

(1) 生活衛生関係業者について衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な設備資金貸付。

(振興計画認定組合の組合員は、4 振興事業貸付を参照のこと。)

借入申込額が500万円を超える場合には、原則として都道府県知事の「推せん書」(以下「推せん書」という。)の添付が必要。

(2) 制度の概要

業 種	貸付限度額	貸付期間	貸付利率(年)
飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、浴場業(その他公衆浴場業)(注1)、理容師・美容師養成施設	7,200万円	13年以内(一般公衆浴場業は30年以内) ただし、 ●従業員宿舍 15年以内 ●太陽光発電設備(自家消費型太陽光発電設備を除く。)及び風力発電設備	基準利率
クリーニング業(注2)	1億2,000万円	13年以内(特に必要な場合20年以内。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第3条第1項において定められた各設備の調達期間内に限る。)	●インバウンド対応関連設備 特別利率② ●省エネルギー設備 特別利率①、② ●衛生設備 特別利率③ ●浴場施設設備等 浴場利率 ●観光生産性向上計画 関連 特別利率①、②
興行場営業 浴場業(サウナ営業)(注3)	2億円		
浴場業(一般公衆浴場業)	3億円 (2施設以上の場合 4億8,000万円)		
	(借地更新・買取資金の場合 別枠で1億5,000万円)	●一般公衆浴場業において、省エネルギー設備のみの設置を行う資金については13年以内	
旅館業	4億円	●理容師・美容師養成施設 18年以内(新設は20年以内)	

※1 上記以外に生活衛生同業組合等に対する融資もある。

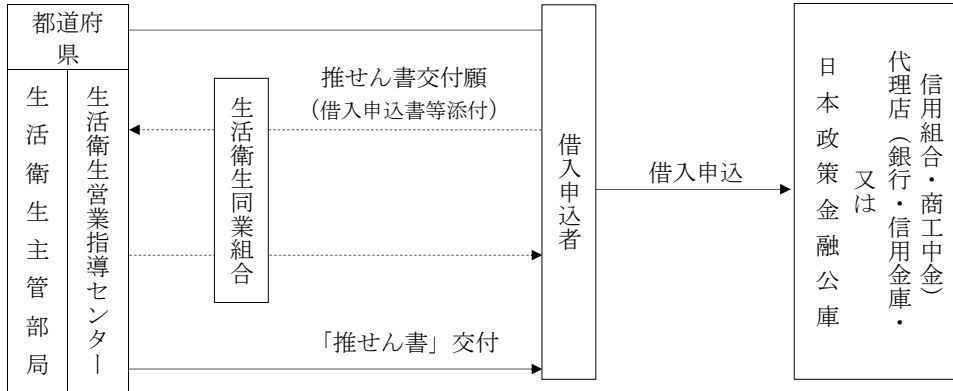
2 貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

(注1) 浴場業(その他公衆浴場業)については、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付(直接被害関連に限る。)及び生活衛生関係営業危機対応特別貸付(対象となる災害等の直接被害者に限る。)に限る。

(注2) クリーニング取次業(平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって、同日以降クリーニング取次業に業態転換したものに限る。)の貸付限度額は4,800万円。

(注3) 浴場業(サウナ営業)は、都道府県生活衛生営業指導センターから意見書の交付を受けたものに限る。

(3) 手続フローチャート



(4) 一般貸付特別利率対象設備一覧

貸付対象者	貸付利率	施設又は設備
飲食店営業 及 喫茶店営業	特別利率③	換気設備，消毒設備（消毒保管器を含む。），給排水設備
	特別利率②	※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備，※自家消費型太陽光発電設備
食肉販売業 及 食鳥肉販売業	特別利率③	蒸気噴霧掃除機，給排水設備
	特別利率②	※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備，※自家消費型太陽光発電設備
氷雪販売業	特別利率③	給排水設備
	特別利率②	※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備，※自家消費型太陽光発電設備
理容業 及 美容業	特別利率③	換気設備，消毒設備，タオル蒸器
	特別利率②	※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備，※自家消費型太陽光発電設備
興行場営業	特別利率③	換気設備，※給排水設備（飲食に供する部分に限る。）
	特別利率②	※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備，※自家消費型太陽光発電設備
旅館業	特別利率③	換気設備，消毒設備（消毒保管器を含む。），滅菌機，循環ろ過機，※給排水設備（飲食に供する部分に限る。）
	特別利率②	※風力発電設備

貸付対象者	貸付利率	施設又は設備
	特別利率①	太陽熱利用設備，※自家消費型太陽光発電設備，電気自動車用充電設備
一般公衆浴場業	浴場利率	浴場施設・設備（浴槽，洗場，店舗等，煙突，給水湯設備，超音波設備，赤外線設備，ロッカー，鏡，深井戸，深井戸用ポンプ，換気設備，空気清浄機，空気調和設備，冷暖房設備，給排水衛生設備，貯油槽，給油車，重油貯蔵所，洗濯・脱水機，集塵・掃除機，乾燥機，消毒設備），既存の一般公衆浴場にかかる借地契約の更新又は借地の買取に要する資金，太陽熱利用設備，※風力発電設備，※自家消費型太陽光発電設備
	特別利率③	※※共同重油貯蔵所
サウナ営業	特別利率②	※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備，※自家消費型太陽光発電設備
クリーニング業	特別利率③	換気設備，溶剤排出防止設備，※※産業廃棄物共同集積施設
	特別利率②	※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備，※自家消費型太陽光発電設備

(注) 1 ※の設備が特別利率の適用を受けるのは，一定の条件を満たす場合に限る。

2 ※※は，組合等を対象とした設備である。

3 貸付利率については，（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

4 振興事業貸付

(1) 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員が、振興計画に基づく事業を実施することを促進し、もって生活衛生関係事業者の振興を促進するために、創設された制度。

借入申込の際には、振興計画認定組合の長（認定組合の長から委任を受けた支部長又は理事を含む。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」（以下「資金証明書」という。）の添付が必要。

(2) 制度の概要

業 種	貸付限度額		貸付期間	貸付利率（年）
飲食店営業，喫茶店営業，食肉販売業，食鳥肉販売業，冰雪販売業，理容業，美容業	（設備資金） 1億5,000万円	（運転資金） 5,700万円 〔設備資金とは別枠〕	（設備資金） 20年以内 ただし、インバウンド対応関連における店舗・宿泊施設の新設及び増改築にかかるものについては30年以内	（設備資金） ●特定の施設・設備，衛生設備 特別利率③（特定の施設・設備については2億7,000万円まで） ただし，組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書を策定していることの確認を受けた者については特別利率③－0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については特別利率③－0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。 ●省エネルギー設備 特別利率①，② ●インバウンド対応関連 特別利率③－0.15% ●観光生産性向上計画関連 特別利率①，②
一般公衆浴場業	一般貸付とは別枠 1億5,000万円			
クリーニング業（注）	3億円			
興行場営業，旅館業	7億2,000万円		（運転資金） 7年以内	（運転資金） 基準利率 ●標準営業約款登録営業者 特別利率① ただし，組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については基準利率－0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については基準利率－0.30%）。標準営業約款登録営業者は特別利率①－0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については特別利率①－0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。 ●キャッシュレス決済関連 特別利率① ●インバウンド対応関連 特別利率② ●観光生産性向上計画関連 特別利率①，②

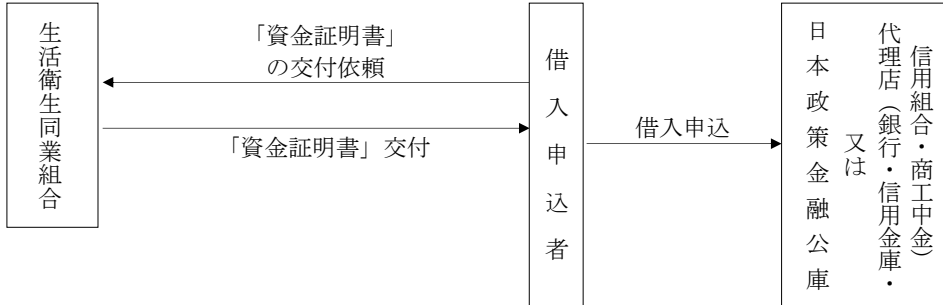
※1 上記以外に生活衛生同業組合等に対する融資もある。

2 貸付利率については、(参考) 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこ

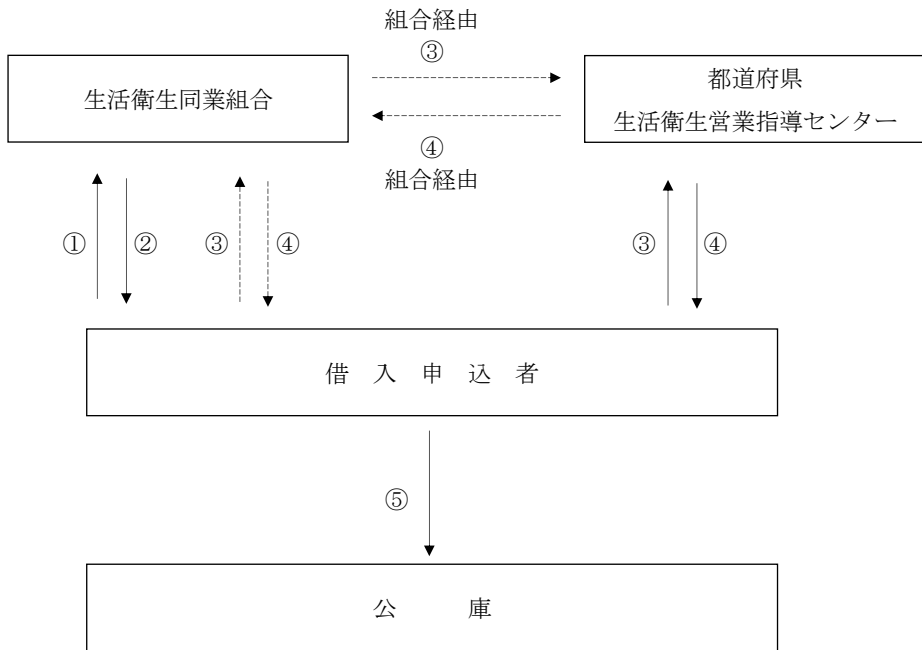
と。

(注) クリーニング取次業（平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって、同日以降クリーニング取次業に業態転換したものに限る。）の貸付限度額は設備資金、運転資金それぞれで4,800万円。

(3) 手続フローチャート



標準営業約款登録業者が振興事業貸付（運転資金）の借入を行う場合の申込手続の流れ



- ① 「資金証明書」の交付申請（注）
- ② 「資金証明書」の交付
- ③ 「標準営業約款登録業者であることの証明書」の交付申請
- ④ 「標準営業約款登録業者であることの証明書」の交付
- ⑤ 借入申込（「資金証明書」、「標準営業約款登録業者であることの証明書」等添付）

(注) 振興事業促進支援融資制度の利用を希望する場合は、「資金証明書」の交付申請とあわせて事業計画書の確認を依頼する。

(4) 振興事業貸付特別利率適用対象施設設備一覧

業種 区分・年利率	飲食店営業	喫茶店営業	食肉販売業	食鳥肉販売業	水雪販売業
(会社及び個人) 特定の施設・設備 特別利率③(注)	店舗等 ※厨房設備 空気調和設備 ※キッチンカー 仕入・配達用車両 音響設備 ※業務用家具 ※駐車場設備 ※情報近代化設備 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 ※送迎用車両 AED（自動体外 式除細動器） ※発電設備（省エネ ルギー設備を除く。） 受動喫煙防止設備 食券自動販売機 真空包装機 充電設備 蓄電池	店舗等 ※厨房設備 空気調和設備 ※キッチンカー 仕入・配達用車両 音響設備 ※業務用家具 ※駐車場設備 ※情報近代化設備 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 AED（自動体外 式除細動器） ※発電設備（省エネ ルギー設備を除く。） 受動喫煙防止設備 食券自動販売機 真空包装機 充電設備 蓄電池	店舗等 ※冷凍・冷蔵設備 空気調和設備 解凍庫 ※作業用設備 揚（焼）物機器 計量器 ※仕入・配達用車両 真空包装機 ※ソーセージ製造機 ※情報近代化設備 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 AED（自動体外 式除細動器） ※発電設備（省エネ ルギー設備を除く。） 受動喫煙防止設備 充電設備 蓄電池	店舗等 ※冷凍・冷蔵設備 空気調和設備 解凍庫 ※作業用設備 揚（焼）物機器 計量器 ※仕入・配達用車両 真空包装機 ※情報近代化設備 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 AED（自動体外 式除細動器） ※発電設備（省エネ ルギー設備を除く。） 受動喫煙防止設備 充電設備 蓄電池	店舗等 配送用車両 冷凍設備 アイスクリーマー 電気鋸 ※情報近代化設備 防犯設備 AED（自動体外 式除細動器） ※発電設備（省エネ ルギー設備を除く。） 受動喫煙防止設備 充電設備 蓄電池
衛生設備 特別利率③(注)	換気設備 消毒設備（消毒保 管器を含む。） 給排水設備	換気設備 消毒設備（消毒保 管器を含む。） 給排水設備	蒸気噴霧掃除機 給排水設備	蒸気噴霧掃除機 給排水設備	給排水設備
省エネルギー設備 特別利率②	※風力発電設備	※風力発電設備	※風力発電設備	※風力発電設備	※風力発電設備
省エネルギー設備 特別利率①	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光 発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光 発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光 発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光 発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光 発電設備
(組合) 特別利率③	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷車 両 共同情報近代化設 備 共同送迎用車両	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷車 両 共同情報近代化設 備	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷車 両 共同食肉処理場 共同情報近代化設 備	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷車 両 共同食鳥肉処理場 共同情報近代化設 備	共同情報近代化設 備

(注) 組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については、特別利率③-0.15%、加えて生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者が必要とする資金の場合については、特別利率③-0.30%の適用が可能である（振興事業促進支援融資制度）。ただし、振興事業促進支援融資制度の対象となる衛生設備については、理容業、美容業、一般公衆浴場業、クリーニング業並びに旅館業における滅菌機及び循環ろ過機を除く。

※1 ※印の設備が特別利率の適用を受けるのは、一定の条件を満たす場合に限る。

※2 区分・年利率の欄の利率については、(参考) 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

業 容	業 容	業 容	業 容	業 容	業 容
理 容	美 容	一 般 公 衆 浴 場	ク リ ー ニ ン グ	興 行 場 営 業	旅 館
<p>店舗等 美容椅子 空調設備 循環式同時給湯設備 洗濯・脱水機・乾燥機 毛髪・頭皮関連機器</p> <p>※業務用家具 店舗標識灯 洗髪設備 集塵・掃除機 音響設備</p> <p>※駐車場設備 ※情報近代化設備 フェイシャル機器 全自動手指洗浄消毒器 防犯設備 AED（自動体外式除細動器） 受動喫煙防止設備</p> <p>※送迎・訪問用車両 充電設備 蓄電池</p>	<p>店舗等 美容椅子 空調設備 循環式同時給湯設備 洗濯・脱水機・乾燥機 毛髪・頭皮関連機器</p> <p>※業務用家具 店舗標識灯 洗髪設備 集塵・掃除機 音響設備</p> <p>※駐車場設備 ※情報近代化設備 フェイシャル機器 全自動手指洗浄消毒器 防犯設備 AED（自動体外式除細動器） 受動喫煙防止設備</p> <p>※送迎・訪問用車両 充電設備 蓄電池</p>	<p>※教養娯楽・健康コーナー サウナ施設 ※喫茶コーナー 家族風呂施設 ※コインランドリー ※駐車場設備 ※情報近代化設備 全自動手指洗浄消毒器 防犯設備 自動券売機</p> <p>※AV機器 AED（自動体外式除細動器） 受動喫煙防止設備 充電設備 蓄電池</p>	<p>店舗等 ※診断用カウンター 洗濯物診断店表示設備 洗濯・脱水機 洗濯脱液乾燥機 ランドリー用乾燥機 ドライ用乾燥機 プレス機 有気圧ボイラー コンプレッサー ベルトコンベアー 配送用車両 空調設備 溶剤清浄装置 包装機</p> <p>※情報近代化設備 防犯設備 AED（自動体外式除細動器） 受動喫煙防止設備 充電設備 蓄電池</p>	<p>店舗等 映写用設備 音響設備 ※舞台装置 椅子 空調設備 ※駐車場設備 入場券自動販売機 自動監視設備 ※情報近代化設備 防犯設備 デジタル映写設備 AED（自動体外式除細動器） 受動喫煙防止設備 充電設備 蓄電池</p>	<p>店舗等 厨房設備 空調設備 ※洗濯機・乾燥機 ※駐車場設備 送迎車 ボイラー レンジャー機器 寝具</p> <p>※音響設備 ※情報近代化設備 全自動手指洗浄消毒器 防犯設備 ※AV機器 AED（自動体外式除細動器） ※発電設備（省エネルギー設備を除く。） 受動喫煙防止設備 真空包装機 充電設備 蓄電池</p>
<p>換気設備 タオル蒸器 消毒設備</p>	<p>換気設備 タオル蒸器 消毒設備</p>	-	<p>換気設備 溶剤排出防止設備</p>	<p>換気設備 ※給排水設備（飲食に供する部分に限る。）</p>	<p>換気設備 消毒設備 滅菌機 循環ろ過機 ※給排水設備（飲食に供する部分に限る。）</p>
<p>※風力発電設備</p>	<p>※風力発電設備</p>	-	<p>※風力発電設備</p>	<p>※風力発電設備</p>	<p>※風力発電設備</p>
<p>太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光発電設備</p>	<p>太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光発電設備</p>	-	<p>太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光発電設備</p>	<p>太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光発電設備</p>	<p>太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光発電設備 電気自動車用充電設備</p>
<p>研修施設 移動研修車 共同情報近代化設備</p>	<p>研修施設 移動研修車 共同情報近代化設備</p>	<p>共同情報近代化設備</p>	<p>研修施設 共同特殊品処理工場 共同特殊品保管庫 共同購入資材配送用車両 研究施設 共同情報近代化設備</p>	<p>研修施設 共同情報近代化設備</p>	<p>研修施設 共同スポット施設 共同情報近代化設備</p>

5 特例貸付

(1) 政策的必要性から、施設又は設備などに要する資金に対して貸付条件の特例を設けた制度。

(2) 制度の概要

区	分	貸付限度額	貸付期間	貸付利率
環境対策等 関連施設貸付	防災・環境 対策資金	上乗せ3,000万円 (上乗せの限度額 は設備資金・運転 資金についてそれ ぞれ3,000万円)	(設備資金) 20年以内 一般公衆浴場業にかか るものは30年以内 (運転資金) 7年以内	(設備資金) ●消防関連 特別利率② ※振興計画に基づくも のは特別利率③、一般 公衆浴場業にかかるも のは浴場利率 ●アスベスト対策関連 特別利率③ ※一般公衆浴場業にか かるものは浴場利率 (運転資金) ●アスベスト対策関連 基準利率
新企業育成・事 業安定等貸付	生活衛生関 係営業新企 業育成資金	一般貸付、振興事 業貸付の貸付限度 額	(設備資金) 20年以内 (運転資金) 10年以内	(設備資金) 基準利率 ●振興計画認定組合の組 合員において、特定の施 設・設備は特別利率③ (2億7,000万円まで) ただし、組合等から一定の会 計書類を準備していること及 び事業計画書の確認を受けた 者については特別利率③ー 0.15% (生産性向上に資する 計画に基づく取組みを行う者 については特別利率③ー 0.30%) とする (振興事業促 進支援融資制度)。 ●新しい地方経済・生活 環境創生交付金 (旧: 地 方創生推進交付金及びデ ジタル田園都市国家構想

交付金を含む。)を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて創業する者又は創業しておおむね7年以内の者(以下「起業・移住支援金創業者」という。)は特別利率③(注)土地にかかる資金は除く。

●新しい地方経済・生活環境創生交付金(旧:地方創生推進交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金を含む。)を活用した起業支援金の交付決定を受けて創業する者又は創業して7年以内の者(以下「起業支援金創業者」という。)は特別利率②(注)土地にかかる資金は除く。

●技術・ノウハウ等に新規性がみられる者であって、一定の製品化及び売上が見込めるものは特別利率①, ②, ③(注)土地にかかる資金は除く。

●外国人起業活動促進事業に関する告示第2の4に規定する特定外国人起業家であって、創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率①(注)土地にかかる資金は除く。

●地域おこし協力隊の任期2年目以降の者又は任期を終了した者であって、地域おこし協力隊として活動した地域において創業する者又は創業しておおむね7年以内の者(以下「地域おこし協力隊創業者」という。)は特別利率①

ただし、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域で創業する者又は創業しておおむね7年以内の者(以下「地域おこし協力隊過疎地域創業者」という。)は特別利率②

(注)土地にかかる資金は除く。

●女性、若年者(35歳未満)又は高齢者(55歳以上)は特別利率①

(注)土地にかかる資金は除く。

●Uターン等により地方

で創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率①

ただし、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域で創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率②（注）土地にかかる資金は除く。

●産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定される認定特定創業支援等事業を受けて創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率①

ただし、認定特定創業支援等事業を受けて創業する者又は創業しておおむね7年以内の者のうち、女性又は若年者（35歳未満）は特別利率②（注）（注）土地にかかる資金は除く。

●一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の会員（賛助会員を除く。）等又は独立行政法人中小企業基盤整備機構等が出資する投資事業有限責任組合等から出資を受けている者は特別利率②

（運転資金）
基準利率

ただし、組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については基準利率－

0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については基準利率－

0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。

●起業・移住支援金創業者は特別利率③

●起業支援金創業者は特別利率②

●地域おこし協力隊過疎地域創業者は特別利率②

●技術・ノウハウ等に新規性がみられる者であって、一定の製品化及び売上が見込めるものは特別利率①、②、③

●外国人起業活動促進事業に関する告示第2の4に規定する特定外国人起業家であって、創業する

			<p>者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率①</p> <p>①</p> <p>●標準営業約款登録営業者は特別利率①</p> <p>ただし、組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については特別利率①－</p> <p>0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については特別利率①－</p> <p>0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。</p> <p>●地域おこし協力隊創業者は特別利率①</p> <p>●女性、若年者（35歳未満）又は高齢者（55歳以上）は特別利率①</p> <p>●Uターン等により地方で創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率①</p> <p>ただし、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域で創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率②</p> <p>●産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定される認定特定創業支援等事業を受けて創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率①</p> <p>ただし、認定特定創業支援等事業を受けて創業する者又は創業しておおむね7年以内の者のうち、女性又は若年者（35歳未満）は特別利率②</p> <p>●一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の会員（賛助会員を除く。）等又は独立行政法人中小企業基盤整備機構等が出資する投資事業有限責任組合等から出資を受けている者は特別利率②</p>
<p>生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金</p>	<p>一般貸付，振興事業貸付の貸付限度額</p>	<p>（設備資金） 20年以内</p> <p>（運転資金） 10年以内</p>	<p>（設備資金）</p> <p>●事業承継計画書関連特別利率①</p> <p>・振興計画認定組合の組合員が事業承継にあたって必要とする設備資金は、特別利率③</p> <p>ただし、組合等から一定の会</p>

			<p>計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については特別利率③－0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については特別利率③－0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継に向けた取組みを行う者（注）は特別利率② ・事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継に向けた取組みを行う者（注）は特別利率② <p>（注）現経営者が55歳以上の場合に限る。</p> <p>●事業承継関連等 基準利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振興計画認定組合の組合員が事業承継にあたって必要とする設備資金は、特別利率③ <p>ただし、組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については特別利率③－0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については特別利率③－0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を承継・集約する者及び当該事業者から事業を承継・集約される者（付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる者に限る。）であって、事業を承継・集約する者の最近における付加価値額が前期に比し増加している者は、特別利率①、付加価値向上計画が、認定経営革新等支援機関等の支援を受けて作成されている場合は、特別利率② ・親族内に後継者が不在である等により事業継続が困難となっている者から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継・集約する者（新設を含む。）及び当該事業者から事業を承継・集約される者は特別利率①
--	--	--	--

			<p>(ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者及び当該事業者から事業を承継・集約される者は特別利率②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主等から自己株式又は事業用資産の取得等を行う法人は特別利率① ・事業用資産の取得等を行う後継者（個人事業主）は特別利率① ・事業会社の株式又は事業用資産を取得する持株会社及び当該持株会社から事業を承継・集約される者は特別利率① ・被承継企業が社会的要因により、次のいずれかに該当し、事業継続が困難となっている場合であって、当該被承継企業から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を集約する者及び当該事業者から事業を承継・集約される者は、特別利率①（ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者及び当該事業者から事業を承継・集約される者は特別利率②） <p>ア 最近の決算期における売上高が前期に比し5%以上減少していること。</p> <p>イ 最近の決算期における売上高総利益率又は売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少していること。ウ 最近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じていること。</p> <p>エ 最近の決算期において、過剰債務の状況に陥っていること。</p> <p>(運転資金)</p> <p>●事業承継計画書関連特別利率①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継に向けた取組みを行う者（注）は特別利率② ・事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継に向けた取組みを行う者（注）は特別利率② <p>(注) 現経営者が55歳以</p>
--	--	--	---

			<p>上の場合に限る。</p> <p>●事業承継関連等 基準利率</p> <p>ただし、組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については基準利率－0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については基準利率－0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を承継・集約する者及び当該事業者から事業を承継・集約される者（付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる者に限る。）であって、事業を承継・集約する者の最近における付加価値額が前期に比し増加している者は、特別利率①、付加価値向上計画が、認定経営革新等支援機関等の支援を受けて作成されている場合、特別利率② ・親族内に後継者が不在である等により事業継続が困難となっている者から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継・集約する者（新設を含む。）及び当該事業者から事業を承継・集約される者は特別利率① （ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者及び当該事業者から事業を承継・集約される者は特別利率②） ・株主等から自己株式又は事業用資産の取得等を行う法人は特別利率① ・事業用資産の取得等を行う後継者（個人事業主）は特別利率① ・事業会社の株式又は事業用資産を取得する持株会社及び当該持株会社から事業を承継・集約される者は特別利率① ・被承継企業が社会的な要因により、次のいずれかに該当し、事業継続が困難となっている者及び当該事業者から事業を承継・集約される者であつ
--	--	--	--

				<p>て、当該被承継企業から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を集約する場合は、特別利率①（ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者及び当該事業者から事業を承継・集約される者は特別利率②）</p> <p>ア 最近の決算期における売上高が前期に比し5%以上減少していること。</p> <p>イ 最近の決算期における売上高総利益率又は売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少していること。</p> <p>ウ 最近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じていること。</p> <p>エ 最近の決算期において、過剰債務の状況に陥っていること。</p> <p>●取引金融機関関連特別利率①</p>
健康・福祉増進関連事業施設貸付	福祉増進資金	<p>上乗せ3,000万円 （上乗せの限度額は廃止された受動喫煙防止資金との合算で3,000万円）</p>	<p>（設備資金） 20年以内 ※一般公衆浴場業にか かるものは30年以内</p>	<p>特別利率② 「資金証明書」が添付されたものは特別利率③</p> <p>（注）土地にかかる資金は除く。 ただし、組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については特別利率③－0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については特別利率③－0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。</p>

- ※1 環境対策等関連施設貸付及び健康・福祉増進関連事業施設貸付の貸付限度額は、一般貸付・振興事業貸付（防災・環境対策資金の運転資金は振興事業貸付に限る。）の貸付限度額に上記金額を上乗せした金額である。
- 2 上記のうち、生活衛生関係営業新企業育成資金、生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金及び福祉増進資金に限り、生活衛生同業組合等に対する融資もある。
- 3 貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。
- (3) 手続
一般貸付、振興事業貸付の例による。

(4) 資金の使途

	種 類	資 金 の 使 途
① 環境対策等関連施設貸付	防災・環境対策資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防関連 <p>消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条の3第3項並びに、第7条第2項、第3項、第4項及び第6項に規定する設備並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）別表第1第10号に規定する設備の設置又は整備に要する設備資金 （注）自発的に設置又は整備する場合にも対象となる（消防機関からの証明書等は必要ない。）。</p> ● アスベスト対策関連 <ul style="list-style-type: none"> ア 既存建築物におけるアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行うために必要な資金 イ 既存建築物におけるアスベスト含有調査を行うために必要な運転資金 ウ 除去したアスベストの適正処理を行うために必要な運転資金 （運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者が必要とするものに限る。）
② 新企業育成・事業安定等貸付	生活衛生関係営業新企業育成資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規開業しようとする者又は新規開業しておおむね7年以内の者であって、振興計画認定組合の組合員又は新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められるものが必要とする設備資金及び運転資金（運転資金については、振興計画に基づく事業を行う者が必要とするものに限る。）
③ 関連事業施設貸付	福祉増進資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業承継計画書関連 <p>中期的な事業承継（注）を計画し、現経営者が後継者（候補者含む。）と共に事業承継計画を策定している者が必要とする設備資金及び運転資金（ただし、運転資金については振興計画に基づく事業を行う者が必要とするものに限る。） （注）同一事業体における代表者（又は経営者）の変更をいい、貸付後おおむね10年以内に事業承継を実施することが見込まれる者をいう。</p> ● 事業承継関連等 <p>安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約（注）を行う者及び当該事業者から事業を承継・集約される者が必要とする設備資金及び運転資金（ただし、運転資金については振興計画に基づく事業を行う者が必要とするものに限る。） （注）同一事業体における代表者の変更、事業の譲受、株式の取得、事業用資産の取得、合併等をいう。</p> ● 取引金融機関関連 <p>事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている者であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除するものが必要とする運転資金（ただし、振興計画に基づく事業を行う者が必要とするものに限る。）</p>
④ 関連健康・福祉増進	福祉増進資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次に掲げる福祉増進関連事業に必要な設備資金 <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者等の利用の円滑化を図るために必要となる施設・設備（高齢者等対応営業施設・設備、移送用車両、子育て支援対応施設） イ 高齢者等に対し、訪問サービスを提供するために必要となる施設・設備（移動用営業施設・設備、訪問サービス専用営業施設・設備） ● 生活衛生同業組合又は生活衛生同業組合連合会にあっては、「福祉増進関連事業」のために必要な運転資金

6 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付

(1) 生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センターの実施する経営指導を受けている常時使用する従業員5人（旅館業及び興行場営業については、20人）以下の小規模事業者を対象とする、経営改善のために必要な設備資金及び運転資金の貸付。

(2) 制度の概要

貸付限度額	2,000万円
貸付期間	10年以内
据置期間	2年以内
貸付利率	経営改善利率
担保・保証人	無担保・無保証人
実施期限	令和8年3月31日まで

※1 浴場業（その他公衆浴場業）については、運転資金のみ対象となる（注）。

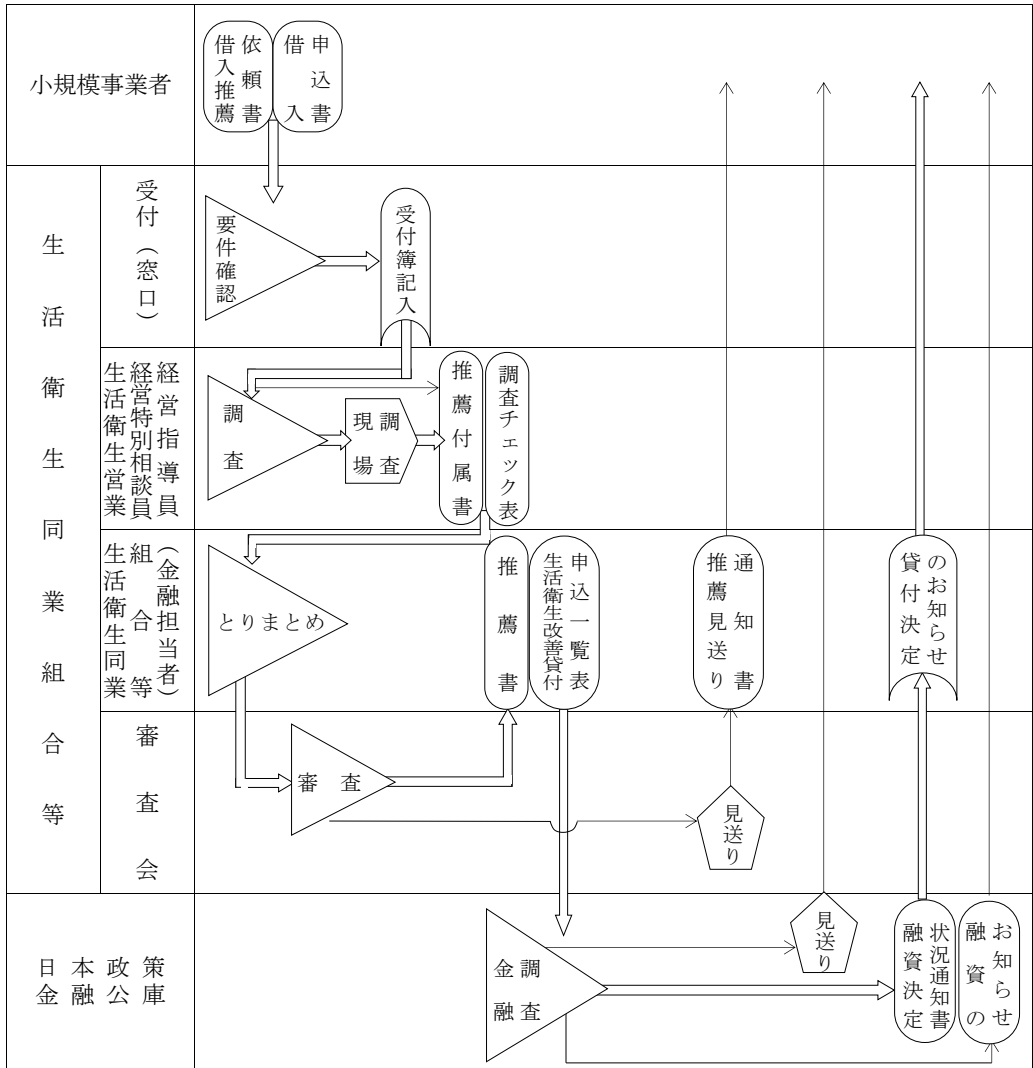
（注）平成16年7月5日以前に営業許可を受けて営む小規模事業者に限る。

2 東日本大震災に伴う融資制度の拡充措置については、118頁を参照のこと。

3 対象となる災害に伴う融資制度の拡充措置については、123頁を参照のこと。

4 貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

(3) 手続フローチャート



7 衛生環境激変対策特別貸付

(1) 感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために必要な運転資金の貸付。

(2) 制度の概要

貸付対象	業歴を3カ月以上有する生活衛生関係営業者であって、次のアに該当し、衛生水準の維持向上に著しい支障を来していると認められるもので、かつ、イの要件を満たすもの ア 衛生環境の激変に伴い、最近1カ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しているか、又はこれと同様の状況にあり、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること。 イ 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。
資金使途	衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営を安定させるために必要な運転資金
貸付限度額	衛生環境の激変事由ごとに別枠で1,000万円
貸付期間 (据置期間)	15年以内(3年以内)
貸付利率	基準利率(ただし、振興計画に基づく事業を実施している者は特別利率③)

※ 貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

8 生活衛生関係営業セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）

- (1) 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している生活衛生関係業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる生活衛生関係業者の経営基盤の強化を図るために必要な運転資金の貸付。
- (2) 制度の概要

貸付対象	<p>振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、次のアからキのいずれかの経営状況に該当し、かつ、クの要件を備えるもの</p> <p>ア 最近の決算期における売上が前期若しくは前々期に比し5%以上減少していること又は最近3カ月の売上が前年同期若しくは前々年同期に比し5%以上減少していること、かつ、今後も売上減少が見込まれること。</p> <p>イ 最近の決算期における純利益額又は売上高経常利益率が前期又は前々期に比して悪化していること。</p> <p>ウ 最近、回収条件の長期化又は支払条件の短縮化等取引条件が0.1カ月以上悪化していること。</p> <p>エ 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれのあること。</p> <p>オ 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益又は経常損益で損失を生じていること。</p> <p>カ 前期の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る繰越欠損金を有していること。</p> <p>キ 前期の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上あること。</p> <p>ク 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること。</p>
資金使途	<p>経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金 (貸付対象エにかかるものについては、業況悪化を回避するために必要な運転資金を含む。)</p>
貸付限度額	振興運転資金貸付と別に5,700万円
貸付期間 (据置期間)	8年以内（3年以内）
貸付利率	<p>基準利率 ただし、貸付対象エのうち、原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響若しくはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率又は売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少しているもの又はALPS処理水の処分に伴う風評影響を受けており、かつ、最近における売上が前期に比し5%以上減少しているものについては、基準利率-0.4%</p>
実施期限	令和8年3月31日まで

※1 経営環境変化対応資金の取扱いは、日本政策金融公庫直接扱のみである。

2 貸付利率については、(参考) 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

9 生活衛生関係営業セーフティネット貸付（危機対応後経営安定資金）

(1) 過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け、既往債務の返済負担が生じている生活衛生関係業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる生活衛生関係業者が返済負担軽減のため必要とする運転資金の貸付。

(2) 制度の概要

貸付対象	<p>振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、次のアからウまでのすべての要件を満たすもの</p> <p>ア 次のいずれかの貸付制度等にかかる貸付残高を有する者</p> <p>(ア) 生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付（注1）（注2）</p> <p>(イ) 生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（注1）</p> <p>(ウ) 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付</p> <p>(エ) 生活衛生関係営業危機対応特別貸付（対象事案から令和7年1月1日以降に除外されたものにかかる貸付に限る。）（注1）（注2）</p> <p>(オ) 生活衛生関係営業セーフティネット貸付（危機対応後経営安定資金）（注1）</p> <p>イ 債務負担が重くなっていること。</p> <p>ウ 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること。</p>
資金使途	既往債務の返済負担軽減のために必要とする運転資金
貸付限度額	別枠7,200万円
貸付期間 (据置期間)	20年以内（2年以内）
貸付利率	基準利率
実施期限	令和8年3月31日まで

※貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注1）普通貸付を含む。

（注2）生活衛生改善貸付及び小規模事業者経営改善資金における貸付金額1,000万円を限度とした拡充部分を含む。

10 生活衛生関係営業企業再生貸付

- (1) 地域経済の産業活力維持に資する事業等を行う生活衛生関係営業者であって、経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者の自助努力による企業再建を支援するために必要な運転資金の貸付。
- (2) 制度の概要

貸付対象	<p>振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 次のいずれかの機関等の関与の下で事業の再生を行う者【企業再建関連】</p> <p>(ア) 株式会社整理回収機構</p> <p>(イ) 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含む。）</p> <p>(ウ) 株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）</p> <p>(エ) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条に規定する産業復興相談センター</p> <p>(オ) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構</p> <p>(カ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合</p> <p>(キ) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに規定する第三者支援専門家</p> <p>イ 次の（ア）から（エ）までのすべての要件を満たす者【民間金融機関関連】</p> <p>(ア) 次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>a 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの深刻な経営難の状態にあり、実質的に経営が破綻している状態にあるもの</p> <p>b 業況が悪化しており、事業の再生のための具体的な取組を行っているもの</p> <p>c 第二会社方式により再生を図る者</p> <p>d 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る者</p> <p>(イ) 過剰債務の状況に陥っているもの（前（ア）cに掲げる者を除く。）</p> <p>(ウ) 相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、既往債務について金融機関の協力が得られる等関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれるもの</p> <p>(エ) 株式会社日本政策金融公庫が貸付後も継続的に企業再建に対する経営指導を行うことにより、円滑な企業再建の遂行が可能と認められるもの</p> <p>ウ 金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかる負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている者【条件変更先関連】</p> <p>エ 次のいずれかに該当する者【認定支援機関関連】</p> <p>(ア) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に定める認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる者</p> <p>(イ) 過剰債務の状況に陥っている者が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導及び助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる者</p>
資金使途	企業の再建を図るうえで必要となる運転資金
貸付限度額	別枠7,200万円

貸付期間	20年以内
据置期間	2年以内
貸付利率	特別利率①, 特別利率②, 特別利率③
実施期限	令和8年3月31日まで

※1 生活衛生関係営業企業再生貸付の取扱いは、日本政策金融公庫直接扱のみである。

2 貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

11 生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付

(1) 創業、新規事業等への取組又は企業再建等の局面にある生活衛生関係事業者のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行うものに対して、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設けることにより、当該企業の財務体質を強化するとともに、金融検査上自己資本と見なし得る資本性資金を供給することを通じて、民間金融機関からの資金調達を円滑化し、もって、地域経済の活性化を図ることを目的とした貸付。

(2) 制度の概要

	内容					
貸付対象	次のア及びイを満たす生活衛生関係事業者 ア 次の(ア)から(ウ)のいずれかの貸付制度の対象者 (ア) 生活衛生関係営業新企業育成資金 (イ) 生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金（事業を承継・集約される者に対する転貸資金を除く。） (ウ) 生活衛生関係営業企業再建資金 イ 地域経済の活性化にかかる事業を行うこと。 ウ 税務申告を1期以上行っている場合、原則として所得税等を完納していること。					
資金用途	該当する融資制度に定める設備資金及び運転資金（運転資金については、振興計画認定組合の組合員に限る。）					
貸付限度額	別枠7,200万円					
貸付期間	5年1ヵ月以上20年以内					
貸付利率	直近決算の業績に応じて、貸付期間ごとに次表に定める2区分の利率が適用される。					
	税引後当期 純利益額 (成功判定 区分)	貸付期間				
		5年1ヵ月	5年1ヵ月超 7年以内	7年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内
		0円以上	3.25%	3.40%	3.65%	3.80%
	0円未満	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
	ただし、令和5年4月1日以降の貸付決定分であって、次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たす者については、貸付後3年間に限り、成功判定区分「0円未満」に基づく利率を適用する（民間協調支援型資本性ローン）。 (ア) 民間金融機関からの支援を受けて事業計画書を策定していること。 (イ) 事業計画书上必要となる資金から自己資金による調達を控除した額のうち、事業計画書の策定支援を実施した民間金融機関（以下「支援金融機関」という。）による貸付額が、原則として2分の1超であること。 (ウ) 貸付後3年間、支援金融機関に対して事業計画の進捗状況を報告するとともに、支援金融機関からの経営指導を受けること。					
償還方法	期限一括償還（利息は毎月払）					
担保・保証人	無担保・無保証人					

償還順位	貸付先が法的倒産となった場合、本制度の債権は、当該貸付先に対する全ての債権に劣後するものとする。
期限前弁済	貸付後5年間は、原則として認めない。ただし、やむを得ないものとして公庫が認めた場合は期限前弁済を認めることとする。
貸付方式	公庫直接扱

12 東日本大震災に伴う融資制度の拡充措置

(1) 生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付

① 東日本大震災により被害を受けた生活衛生関係営業業者の再建復興を図るため、これら生活衛生関係営業業者の必要とする資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設けるものである。

② 制度の概要

	【震災直接被害関連】	【震災間接被害関連】	【震災セーフティネット関連】
貸付対象	東日本大震災の被害を受けた者のうち、次のいずれかに該当する者		
	ア 岩手県及び宮城県の沿岸部（注1）並びに福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた者（イに該当する者以外）	イ 原子力発電所の事故に関する警戒区域等（注2）内に事業所を有する者	ウ 福島県に事業所を有し事業活動を行う者のうち、ア又はイの者と取引のある者
			エ 福島県に事業所を有し事業活動を行う者のうち、その他東日本大震災により売上等が減少し、資金繰りに支障を来している者又は支障を来すおそれのある者（風評被害等による影響を含む。）であり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者。ただし、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業業者に限る。
資金使途	・アからウまでに掲げる者が、災害復旧により必要とする設備資金及び運転資金（運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業業者に限る。） ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金		エに掲げる者が、災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金
貸付限度額	各貸付制度に上乗せ6,000万円（注3） （ただし、東日本大震災に伴う災害貸付の既往残高を含む。）		別枠5,700万円
貸付期間 （据置期間）	設備資金：20年（5年） 運転資金：15年（5年）	設備資金：20年（3年） 運転資金：15年（3年）	運転資金：8年（3年）
貸付利率	基準利率		
	<被害証明書等の提出のある者>（注4）（注5）（注6） 【3,000万円以内】 <当初3年間> 基準利率－1.4% <3年経過後> 基準利率－0.5% 【3,000万円超】 <完済まで> 基準利率－0.5%	【3,000万円以内】 <当初3年間> 基準利率－0.9% <3年経過後> 基準利率 【3,000万円超】 <完済まで> 基準利率 ただし一定の要件（注7）に該当する場合は、上記各利率	<完済まで> 一定の要件（注7）に該当する場合は、最大0.5%の利率低減が可能

		から最大0.5%の利率低減が可能	
貸付方式	公庫直接扱及び代理店扱		公庫直接扱のみ
実施期限	令和8年3月31日まで		

※貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

(注1) 岩手県のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村及び同郡洋野町並びに宮城県のうち、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町をいう。

(注2) 警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう(当該区域として公示されたことがある区域を含む。)

(注3) 生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

(注4) 現貸決済資金を利率低減の対象とすることはできない。

(注5) 貸付利率は災害貸付の利率を適用する。

(注6) 震災直接被害関連及び震災間接被害関連における3,000万円を限度とする利率低減措置に関する限度額については、震災直接被害関連と震災間接被害関連との貸付金残高の合計金額(東日本大震災に伴う生活衛生改善貸付の拡充部分等を含む。)で3,000万円である。

(注7) 次の要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が低減される。

1 雇用の維持又は拡大を図る場合

2 最近3カ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前15年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少していること又は、最近1カ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前15年のいずれかの年の同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後の2カ月を含む3カ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前15年のいずれかの年の同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

3 前1及び2のいずれの要件も満たす場合

③ 被害証明書等の提出がある場合であつて、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付を一般貸付に適用する場合には、「推せん書」の添付を省略することができる。

(2) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付における特例措置

① 東日本大震災による直接被害又は間接被害を受けた者であって、一定の要件を満たすものについては、既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付限度額2,000万円とは別に貸付限度額1,000万円の特例を設けるものである。

② 制度の概要

貸付対象	東日本大震災の被害を受けた者のうち、次のいずれにも該当する者 ア 次のいずれかに該当する者 （ア）直接被害者 a 岩手県及び宮城県の沿岸部（注1）並びに福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた者（bに該当する者を除く。）のうち、被害証明書等を提出できるもの b 原子力発電所の事故に関する警戒区域等内（注2）に事業所を有する者 （イ）間接被害者 福島県に事業所を有し事業活動を行う者のうち、前（ア）a又はbの者と一定以上の取引がある者であって、被害証明書等を提出できるもの イ 生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿って事業を行う者
資金使途	災害復旧のための設備資金及び運転資金（注3）
貸付限度額	既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付とは別に1,000万円
貸付期間 （据置期間）	10年以内（2年以内）
貸付利率	当初3年間：経営改善利率－0.9% 3年経過後：経営改善利率
実施期限	令和8年3月31日まで

※貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注1）岩手県のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村及び同郡洋野町並びに宮城県のうち、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町をいう。

（注2）警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう（当該区域として公示されたことがある区域を含む。）。

（注3）現貸決済資金は取扱いできない。

(3) 創業融資における特例措置

① 生活衛生関係営業新企業育成資金のうち、一定の要件を満たす創業する者及び創業しておおむね7年以内の者に対し、1,000万円を上限に利率の低減が可能である。

② 制度の概要

貸付対象	生活衛生関係営業を創業しようとする者又は創業しておおむね7年以内の者であって、次に掲げる要件を満たすもの ア 被災者創業 次のいずれかに該当する者 (ア) 東日本大震災の影響による勤務先の倒産、解雇等により離職し（勤務先が、福島復興再生特別措置法第27条に定める避難指示・解除区域（以下「避難指示・解除区域」という。）が所在した市町村（注1）に所在する場合に限る。）、避難指示・解除区域が所在した市町村で創業する者 (イ) 前（ア）により創業後おおむね7年以内の者（注2） イ 被災地創業 次のいずれかに該当する者 (ア) 避難指示・解除区域が所在した市町村（注1）において創業する者 (イ) 前（ア）により創業後おおむね7年以内の者（注2）
資金使途	貸付対象に掲げる者が、創業するために必要な設備資金及び創業後の事業のために必要な設備資金
貸付限度額	生活衛生関係営業新企業育成資金に定める限度額のうち、1,000万円
貸付期間 （据置期間）	20年以内（2年以内）
貸付利率 （注3）	ア 被災者創業 当初3年間：基準利率－1.4% 3年経過後：基準利率－0.5% イ 被災地創業 基準利率－0.5%
実施期限	令和8年3月31日まで

※貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注1）「避難指示・解除区域が所在した市町村」とは、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楡葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村をいう。

（注2）東日本大震災後に創業し、申込時点で避難指示・解除区域が所在した市町村において営業している場合に限る。

（注3）貸付利率は災害貸付の利率を適用する。

(4) 設備資金貸付利率特例制度（東日本版）

① 設備資金の貸付利率について、福島復興再生特別措置法第27条に定める避難指示・解除区域が所在した市町村（注）において雇用の維持又は拡大が見込まれる設備投資を行う場合は、貸付日から完済まで、適用した貸付制度に定める利率から0.5%低減するもの。

② 制度の概要

貸付対象	福島復興再生特別措置法第27条に定める避難指示・解除区域が所在した市町村（注）において、雇用の維持又は雇用の拡大が見込まれる設備投資を行う者
資金使途	設備貸付の全ての資金使途
貸付方式	公庫直接扱及び代理店扱

(注) 「避難指示・解除区域が所在した市町村」とは、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村をいう。

13 対象となる災害等に伴う融資制度の拡充措置

- (1) ① 対象となる災害により被害を受けた生活衛生関係事業者等の再建復興を図るため、これら生活衛生関係事業者等の必要とする資金の貸付けに関し、貸付利率、貸付限度等に特例を設ける制度が「生活衛生関係営業危機対応特別貸付」である。

現在、令和2年7月豪雨（制度呼称「生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付」）及び令和6年能登半島地震等（制度呼称「生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付」）が対象となる災害に指定されている。（令和7年7月31日時点）

- ② 対象となる災害による直接被害又は間接被害を受けた者であって、一定の要件を満たすものについては、既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付限度額及び貸付利率に特例が設けられている。
- ③ 本拡充措置の対象となる災害の指定及び除外については、都度、関係省庁（中小企業庁、財務省及び厚生労働省）が協議のうえ決定し、公庫に通知する。
- ④ 本拡充措置における貸付利率、貸付限度等の特例は、対象となる災害ごとに適用することができる。

(2) 生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付（制度呼称）

- ① 令和2年7月豪雨により被害を受けた生活衛生関係事業者の再建復興を図るため、これら生活衛生関係事業者の必要とする資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設けるものである。

② 制度の概要

	【直接被害者】	【間接被害者】	【その他被害者】
貸付対象	ア 令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県（注1）内に事業所を有し、かつ、当該事業所が令和2年7月豪雨により直接の被害を受けた者	イ ア（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者	令和2年7月豪雨に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来している又は来すおそれのある者であって、中長期的に業況の回復が見込まれるもの
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ア及びイに掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金（運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係事業者に限る。） ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係事業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金 		災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金
貸付限度額	各貸付制度に上乗せ6,000万円（注2） （ただし、令和2年7月豪雨に伴う災害貸付の既往残高を含む。）		別枠5,700万円
貸付期間 （据置期間）	設備資金：20年（5年） 運転資金：15年（5年）		運転資金：15年（5年）

貸付利率	各貸付制度に定める利率 利率低減措置 <被害証明書等の提出のある者>（注3）（注4） 【3,000万円以内】 <当初3年間> 基準利率-0.9% <3年経過後> 基準利率-0.5% 【3,000万円超】 <完済まで> 基準利率-0.5%	各貸付制度に定める貸付利率（注4）	基準利率
貸付方式	公庫直接扱及び代理店扱		公庫直接扱のみ
実施期限	令和8年3月31日まで		

※貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注1）山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県及び鹿児島県をいう。以下同じ。

（注2）生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

（注3）現貸決済資金を利率低減の対象とすることはできない。

（注4）貸付利率は災害貸付の利率を適用する。

③ 生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付を一般貸付に適用する場合には、直接被害者に限り「推せん書」の添付を省略することができる。

(3) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付における特例措置（対象災害：令和2年7月豪雨）

① 令和2年7月豪雨による直接被害又は間接被害を受けた者であつて、一定の要件を満たすものについては、既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付限度額2,000万円とは別に貸付限度額1,000万円の特例を設けるものである。

② 制度の概要

貸付対象	次のいずれにも該当する者 ア 生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿って事業を行う者 イ 次のいずれかに該当する者 (ア) 直接被害者 令和2年7月豪雨により直接の被害を受けた者 (イ) 間接被害者 直接被害者（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者
資金使途	災害復旧のための設備資金及び運転資金

貸付限度額	既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付とは別に1,000万円
貸付期間 (据置期間)	10年以内(2年以内)
貸付利率	<p>ア 直接被害者 経営改善利率 ただし、被害証明書等の提出がある者が必要とする資金については、次の利率低減措置を適用する。 なお、現貸決済資金は経営改善利率 当初3年間：経営改善利率－0.9% 3年経過後：経営改善利率</p> <p>イ 間接被害者 経営改善利率 ただし、直接被害を受けた者(大企業を含む。)の事業活動に相当程度依存している者(売上高等が相当程度減少している者に限る。)であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関又は生活衛生同業組合等から受けた者が必要とする資金は、次の利率を適用する。 なお、現貸決済資金は経営改善利率 当初3年間：経営改善利率－0.5% 3年経過後：経営改善利率</p>
実施期限	令和8年3月31日まで

※貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

(4) 生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付(制度呼称)

① 令和6年能登半島地震等(注1)により被害を受けた生活衛生関係営業業者の再建復興を図るため、これら生活衛生関係営業業者の必要とする資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設けるものである。

② 制度の概要

	【直接被害者】	【間接被害者】	【その他被害者】
貸付対象	<p>ア 令和6年能登半島地震等による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内(注2)に事業所を有し、かつ、次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 令和6年能登半島地震等により直接の被害を受けた者</p> <p>(イ) 令和6年能登半島地震等に伴う停電等(断水</p>	<p>イ ア(大企業を含む。)の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者</p>	<p>令和6年能登半島地震等に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来している又は来すおそれのある者であって、中長期的に業況の回復が見込まれるもの</p>

	等のインフラ断絶を含む。)により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた者（在庫品等の被害が確認できず、停電等に伴う営業停止・風評被害による売上減少のみの者を除く）		
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ア及びイに掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金（運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者に限る。） ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金 		災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金
貸付限度額	各貸付制度に上乗せ6,000万円（注3） （ただし、令和6年能登半島地震等に伴う災害貸付の既往残高を含む。）		別枠5,700万円
貸付期間 （据置期間）	設備資金：20年（5年） 運転資金：15年（5年）		運転資金：15年（5年）
貸付利率	<p>各貸付制度に定める利率 利率低減措置</p> <p><貸付対象ア（ア）のうち、被害証明書等の提出があるもの又は貸付対象ア（イ）のうち、在庫品若しくは生産・営業設備の復旧資金> （注4）（注5） 【3,000万円以内】 <当初3年間> 基準利率－0.9% <3年経過後> 基準利率－0.5% 【3,000万円超】 <完済まで> 基準利率－0.5%</p>	各貸付制度に定める貸付利率 （注5）	基準利率
貸付方式	公庫直接扱及び代理店扱		公庫直接扱のみ
実施期限	令和8年3月31日まで		

※貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注1）令和6年能登半島地震による災害及び低気圧と前線による大雨に伴う災害をいう。

(注2) 次表のとおり。

直接被害者の範囲	対象となる都道府県
令和6年能登半島地震による災害	新潟県、富山県、石川県及び福井県
低気圧と前線による大雨に伴う災害	石川県

(注3) 生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

(注4) 現貸決済資金を利率低減の対象とすることはできない。

(注5) 貸付利率は災害貸付の利率を適用する。

- ③ 生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付を一般貸付に適用する場合には、直接被害者に限り「推せん書」の添付を省略することができる。

(5) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付における特例措置（対象災害：令和6年能登半島地震等）

- ① 令和6年能登半島地震等（注1）による直接被害又は間接被害を受けた者であつて、一定の要件を満たすものについては、既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付限度額2,000万円とは別に貸付限度額1,000万円の特例を設けるものである。

② 制度の概要

貸付対象	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>ア 生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生関係事業者再建支援方針」に沿って事業を行う者</p> <p>イ 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 直接被害者</p> <p>a 災害直接被害者 令和6年能登半島地震等により直接の被害を受けた者（注2）</p> <p>b 停電等被害者 令和6年能登半島地震等に伴う停電等（断水等のインフラ断絶を含む。）により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた者（在庫品等の被害が確認できず、停電等に伴う営業停止・風評被害による売上減少のみの者を除く。）</p> <p>(イ) 間接被害者</p> <p>a 災害間接被害者 災害直接被害者（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者</p> <p>b 停電等間接被害者 停電等被害者（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者</p>
資金使途	災害復旧のための設備資金及び運転資金
貸付限度額	既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付とは別に1,000万円

貸付期間 (据置期間)	設備資金：20年以内（5年以内） 運転資金：15年以内（5年以内）
貸付利率	ア 直接被害者 経営改善利率 ただし、災害直接被害者であって被害証明書等の提出がある者が必要とする資金又は停電等被害者が必要とする在庫品若しくは生産・営業設備の復旧資金については、次の利率低減措置を適用する。(注3) なお、現貸決済資金は経営改善利率 当初3年間：経営改善利率－0.9% 3年経過後：経営改善利率－0.5% イ 間接被害者 経営改善利率
実施期限	令和8年3月31日まで

※貸付利率については、(参考) 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

(注1) 令和6年能登半島地震等とは、令和6年能登半島地震による災害及び低気圧と前線による大雨に伴う災害をいう。

(注2) 次表のとおり。

直接被害者の範囲	対象となる都道府県
(令和6年能登半島地震による災害) 令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有する者に限る。	新潟県、富山県、石川県及び福井県
(低気圧と前線による大雨に伴う災害) 低気圧と前線による大雨に伴う災害による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有する者に限る。	石川県

(注3) 停電等被害者については、停電等により棄損した在庫品又は生産・営業設備の復旧資金に限り利率低減措置の対象となる。したがって、停電等による休業で減少する売上を補てんするための運転資金や停電等による風評で来客がなく売上が減少するために必要となる運転資金等は利率低減措置の対象とならない。

14 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表

—令和7年11月4日現在—

(単位：％(年))

貸付期間	基準利率	特別利率 ①	特別利率 ②	特別利率 ③	浴場利率	経営改善 利率
5年以内	2.70	2.30	2.05	1.80	1.30	2.00
5年超6年以内	2.80	2.40	2.15	1.90	1.40	2.00
6年超7年以内	2.80	2.40	2.15	1.90	1.40	2.00
7年超8年以内	2.90	2.50	2.25	2.00	1.50	2.00
8年超9年以内	3.00	2.60	2.35	2.10	1.60	2.00
9年超10年以内	3.00	2.60	2.35	2.10	1.60	2.00
10年超11年以内	3.10	2.70	2.45	2.20	1.70	2.00
11年超12年以内	3.20	2.80	2.55	2.30	1.80	2.00
12年超13年以内	3.20	2.80	2.55	2.30	1.80	2.00
13年超14年以内	3.30	2.90	2.65	2.40	1.90	2.00
14年超15年以内	3.40	3.00	2.75	2.50	2.00	2.00
15年超16年以内	3.40	3.00	2.75	2.50	2.00	2.00
16年超17年以内	3.50	3.10	2.85	2.60	2.10	2.00
17年超18年以内	3.60	3.20	2.95	2.70	2.20	2.00
18年超19年以内	3.60	3.20	2.95	2.70	2.20	2.00
19年超20年以内	3.70	3.30	3.05	2.80	2.30	2.00
20年超21年以内	3.70	3.30	3.05	2.80	2.30	
21年超22年以内	3.80	3.40	3.15	2.90	2.40	
22年超23年以内	3.80	3.40	3.15	2.90	2.40	
23年超24年以内	3.90	3.50	3.25	3.00	2.50	
24年超25年以内	3.90	3.50	3.25	3.00	2.50	
25年超26年以内	4.00	3.60	3.35	3.10	2.60	
26年超27年以内	4.00	3.60	3.35	3.10	2.60	
27年超28年以内	4.10	3.70	3.45	3.20	2.70	
28年超29年以内	4.10	3.70	3.45	3.20	2.70	
29年超30年以内	4.10	3.70	3.45	3.20	2.70	

※1 用途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用される。

2 利率は金融情勢によって変動するので貸付利率は記載されているものとは異なる場合がある。

15 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）予算の年度別推移

(1) 一般会計より受入金（補給金）及び出資金

(単位：百万円)

区分		年度												
		昭42	60	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
補給金	当初予算額	221	6,394	4,869	4,012	5,991	6,420	6,720	6,604	6,730	5,544	5,002	4,517	2,583
	補正増△減	△1	0	0	0	0	0	0	0	2,338	1,233	874	467	398
	決算額	198	6,394	4,439	4,012	5,991	6,420	6,720	6,604	9,068	6,777	5,876	4,984	2,981
	不用額	22	0	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般会計出資金		1,000	0	0	0	0	1,000	1,703	2,200	4,154	0	0	4,700	0

区分		年度									20		21	22	23
		12	13	14	15	16	17	18	19	上期	下期				
補給金	当初予算額	1,190	2,002	1,429	984	838	696	663	702	349	376	1,030	1,229	1,532	
	補正増△減	355	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0	0	0	
	決算額	1,545	2,002	1,429	984	801	696	663	702	349	389	882	1,229	1,522	
	不用額	0	0	0	0	37	0	0	0	0	53	149	0	10	
一般会計出資金		0	700	200	0	3,300	355	0	1,400	0	44	955	223	5,245	

区分		年度												
		24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
補給金	当初予算額	1,587	1,705	1,877	2,180	2,496	3,056	3,445	3,634	3,829	3,655	3,369	3,023	2,992
	補正増△減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決算額	1,564	1,528	1,498	2,161	2,496	2,990	3,145	3,191	2,739	2,276	2,103	2,039	2,138
	不用額	23	177	378	19	0	65	300	443	1,090	1,379	1,265	984	854
一般会計出資金		314	766	303	28	1,144	1,298	1,666	3,464	39,619	65,000	463	153	0
東日本大震災復興特別会計	当初予算額	0	0	0	412	428	355	433	329	423	29	7	22	16
	決算額	0	0	0	412	428	355	433	329	176	15	7	22	16
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	247	14	0	0	0

区分		年度
		7
補給金	当初予算額	2,910
	補正増△減	
	決算額	
	不用額	
一般会計出資金		
東日本大震災復興特別会計	当初予算額	9
	決算額	
	不用額	

※1 平成10年度までは環境衛生金融公庫計上分，20年度上期までは国民生活金融公庫計上，20年度下期以降は日本政策金融公庫分

2 平成23年度に受入れた一般会計出資金5,245百万円のうち3,131百万円は，平成24年12月28日付けで東日本大震災復興特別会計に帰属している。

(2) 貸付計画額等

(単位：億円)

区分		年度																
		昭42	60	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
貸付金	予算計	(0)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(190)	(190)	(210)	(210)
	当初	200	1,850	2,020	2,150	2,250	2,350	2,800	3,060	3,200	2,800	2,600	3,200	2,530	2,300	2,300	3,200	3,200
	追加	0	0	0	0	0	(△70)	750	530	0	0	(△70)	(50)	0	0	0	0	0
実績	200	(210)	(210)	(210)	(210)	(140)	(210)	(210)	(210)	(140)	(260)	(210)	(210)	(190)	(190)	(210)	(210)	
残高	61	1,536	1,991	2,066	2,225	3,022	3,324	3,001	2,517	2,291	2,177	2,271	2,048	1,681	1,318	1,293	1,786	
実績	238	6,347	6,196	6,873	7,649	9,027	10,299	11,254	10,930	10,934	10,921	11,112	11,157	10,483	9,813	9,156	10,923	

区分		年度																
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
貸付金	予算計	(190)	(170)	(150)	(150)	(150)	(150)	(70)	(60)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)
	当初	2,300	2,200	2,000	1,800	1,750	1,750	1,400	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
	追加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(99)
実績	2,300	2,200	2,000	1,800	1,750	1,750	1,400	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	4,370
残高	1,034	941	765	675	693	625	625	516	538	526	526	641	807	822	825	839	2,164	
実績	8,372	7,552	6,798	6,073	5,481	4,912	4,427	3,952	3,559	3,259	2,984	2,897	2,998	3,133	3,280	3,428	4,280	

区分		年度				
		3	4	5	6	7 予算
貸付金	予算計	(105)	(74)	(72)	(55)	(55)
	当初	3,480	1,720	1,500	1,150	1,150
	追加	0	0	0	0	
実績	3,480	1,720	1,500	1,150		
残高	624	493	436	588		
実績	4,104	3,904	3,665	3,616		

※1 () 内は、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付分(19年度までは小企業等設備改善資金特別貸付分)で、内書である。

2 42年度の生活衛生資金としては、200億円の外に国民金融公庫計上分100億円がある。

16 貸付状況等

(1) 貸付の推移

区分	42年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
貸付額 (億円)	61	1,907 (84)	1,989 (77)	2,126 (99)	2,903 (119)	3,191 (133)	2,890 (111)	2,398 (119)	2,169 (122)	2,063 (114)	2,145 (126)	1,936 (112)	1,689 (97)	1,598 (83)
貸付件数 (件)	9,588	35,757 (3,760)	32,225 (3,320)	32,238 (3,943)	36,476 (4,779)	39,634 (5,404)	36,905 (4,362)	34,615 (4,300)	32,504 (4,601)	32,411 (4,342)	33,353 (4,517)	31,096 (3,996)	28,355 (3,473)	28,357 (3,010)
1件あたり 貸付金 (千円)	640	5,333 (2,244)	6,172 (2,311)	6,595 (2,512)	7,959 (2,488)	8,053 (2,454)	7,832 (2,551)	6,927 (2,778)	6,675 (2,646)	6,364 (2,638)	6,434 (2,796)	6,227 (2,807)	5,959 (2,797)	5,633 (2,780)

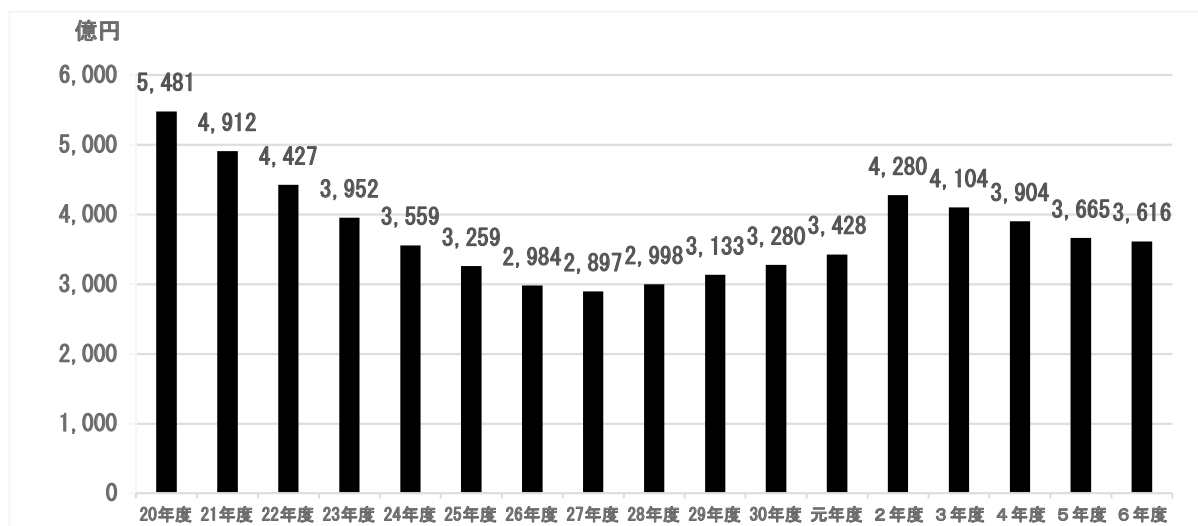
区分	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
貸付額 (億円)	1,246 (71)	1,225 (68)	983 (52)	892 (50)	725 (40)	675 (36)	693 (46)	625 (42)	625 (39)	516 (30)	538 (32)	526 (34)	526 (38)	641 (37)
貸付件数 (件)	23,786 (2,661)	22,984 (2,512)	18,920 (1,942)	16,902 (1,827)	14,469 (1,551)	14,675 (1,404)	14,558 (1,493)	12,501 (1,268)	12,081 (1,362)	10,118 (973)	9,509 (1,009)	9,301 (965)	9,444 (1,026)	11,755 (975)
1件あたり 貸付金 (千円)	5,241 (2,691)	5,330 (2,718)	5,194 (2,672)	5,276 (2,729)	5,009 (2,627)	4,602 (2,588)	4,765 (3,091)	5,000 (3,386)	5,173 (2,863)	5,105 (3,100)	5,661 (3,218)	5,659 (3,623)	5,572 (3,746)	5,460 (3,891)

区分	28	29	30	元	2	3	4	5	6
貸付額 (億円)	807 (44)	822 (42)	825 (43)	839 (50)	2,164 (48)	624 (17)	493 (22)	436 (27)	588 (25)
貸付件数 (件)	13,783 (1,027)	14,107 (984)	14,410 (1,017)	14,173 (1,100)	28,581 (1,090)	9,048 (393)	8,003 (501)	7,562 (620)	10,860 (573)
1件あたり 貸付金 (千円)	5,857 (4,295)	5,827 (4,332)	5,725 (4,247)	5,923 (4,600)	7,572 (4,468)	6,907 (4,360)	6,167 (4,499)	5,768 (4,435)	5,419 (4,537)

※（ ）内数字は、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付分（19年度までは小企業等設備改善資金特別貸付分）で、内書である。

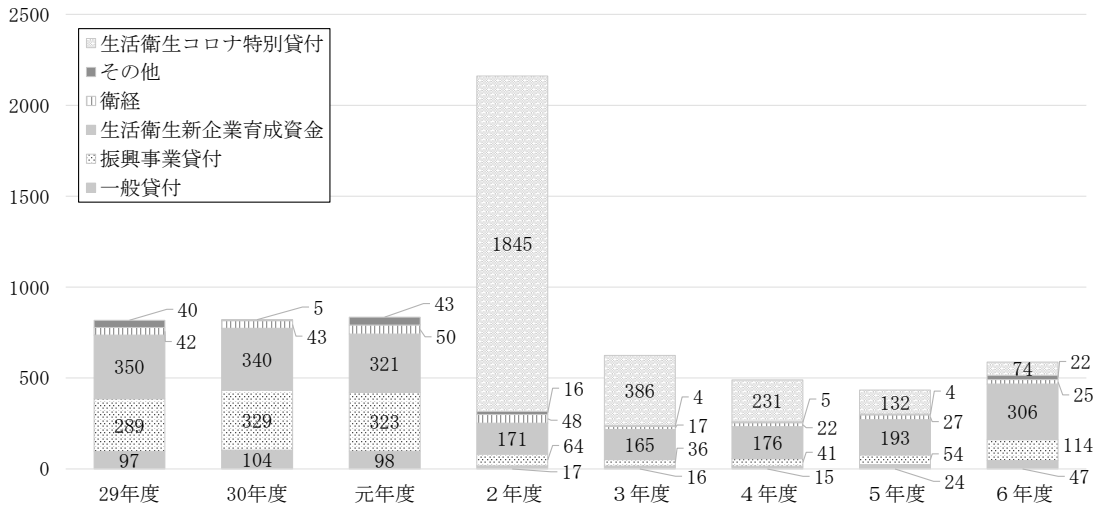
(2) 貸付実績等について

貸付金残高（億円）



生活衛生資金貸付の実績－貸付種別別貸付実績の推移

(億円)



※ 令和元年度における生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付（39億円）は、一般貸付・振興事業貸付に含まれる。

(3) 貸付制度の推移（主要事項）

年 月 日	推	移
42. 9. 2	環境衛生金融公庫設立	
42.10. 2	制度発足（貸付業務開始）	
43. 5.15	融資の一元化（環衛業を営むのに必要な設備資金は、原則としてすべて公庫資金により一元的に融資することとした）	
43. 6.15	災害貸付要綱の制定	
45. 9. 1	直接審査・貸付決定（乙式貸付の開始……一定金額以上の借入申込については、公庫が直接審査し、貸付決定を行うこととした）	
47. 7. 1	民間金融機関に対する業務の直接委託	
48.10.11	小企業等設備改善資金特別貸付の創設（常時雇用する従業員数が2人以下、クリーニング業にあっては5人以下の会社、個人。53.4.5小企業者に準ずる者～常時雇用する従業員数5人以下～も対象とした）（25.3.31まで）	
57. 1. 1	直接貸付の実施（東京都、神奈川県で申込金額が一定額を超えるものについては、公庫が直接貸付を行うこととした）（13.4.20廃止）	
57. 4. 6	公衆浴場特別対策の実施	
58. 4. 4	振興事業施設貸付の創設	
61.10. 1	運転資金貸付の創設（振興事業に係る運転資金制度の創設）	
元. 3. 7	消費税導入円滑化貸付の創設（3.3.31廃止）	
2. 3.26	経営基盤強化貸付の創設（3.3.31廃止）	
3. 1.23	活性化貸付の創設（4.12.31廃止）	
4. 9.14	緊急特例限度貸付制度の創設（7.3.31廃止）	
4.12.14	特定フロン等規制に係る特別貸付制度の創設（7.12.31廃止）	
4.12.14	発展基盤整備貸付の創設（7.3.31廃止）	
5. 6. 4	返済資金特別貸付制度の創設（7.3.31廃止）	
5. 6.16	環境衛生関係営業運転資金支援特別貸付制度の創設（7.6.30廃止）	
6. 2.24	成長支援特別貸付制度の創設（7.3.31廃止）	
7.10.19	事業展開支援特別貸付の創設（8.12.31廃止）	
7.10.19	運転資金円滑化特別貸付の創設（8.12.31廃止）	
7.10.19	返済資金緊急特別貸付の創設（17.3.31廃止）	
9.12. 1	営業振興運転資金貸付に係る貸付限度等の特例措置の実施（10.4.8廃止）	
10. 4. 8	衛生環境激変対策特別貸付の創設	
10. 4. 8	金融環境変化対応特別貸付の創設（12.12.22廃止）	
10. 5. 1	事業展開支援特別貸付の創設（14.3.31廃止）	
10. 6.17	運転資金円滑化特別貸付の創設（12.12.22廃止）	
11.10. 1	国民金融公庫と環境衛生金融公庫が統合し、国民生活金融公庫発足	
12.12.25	生活衛生経営安定貸付の創設（25.3.31まで（一部資金は22.3.31まで））	
15. 2. 3	経済再生改革対応緊急貸付の創設（17.3.31廃止）	
20.10. 1	国民生活金融公庫と他の政府系金融機関が統合し、株式会社日本政策金融公庫発足	
23. 5.23	東日本大震災復興特別貸付を創設	
27. 2.13	生活衛生関係営業新企業育成資金を創設	
28. 5.31	平成28年熊本地震特別貸付を創設（R3.3.31廃止）	
30. 8.23	平成30年7月豪雨特別貸付を創設（R3.3.31廃止）	
31. 4. 1	生活衛生関係営業企業再生貸付を創設	
R元.11.25	令和元年台風第19号等特別貸付を創設（R4.4.1 災害復興特別貸付へ移設）	

R2. 3. 17	生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付を創設
R2. 4. 1	生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金を創設
R2. 8. 3	生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付を創設
R2. 8. 28	令和2年7月豪雨特別貸付を創設（R4.4.1 災害復興特別貸付へ移設）
R4. 4. 1	挑戦支援資本強化特別貸付及び災害復興特別貸付を創設
R5. 4. 1	災害復興特別貸付を危機対応特別貸付に改称
R6. 1. 31	令和6年能登半島地震を危機対応特別貸付の対象事案に指定
R7. 1. 1	危機対応後経営安定資金を創設

(4) 令和6年度業種別・貸付種別 貸付状況

業種等	一般貸付		振興事業貸付		生活衛生 新企業育成資金		生活衛生 事業承継・集約・活 性化支援資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
飲食店関係営業	733	2,616,400	864	5,641,340	4,153	19,665,060	43	237,650
そば・うどん店	21	64,780	31	227,400	61	322,150	10	49,550
中華料理店	70	210,680	58	425,590	327	1,723,450	2	13,500
すし店	27	154,310	52	290,410	68	399,700	0	0
料理店	0	0	4	25,100	4	19,600	0	0
喫茶店	54	257,650	58	432,450	452	1,954,770	2	5,700
社交業	65	193,840	93	352,950	395	1,595,770	3	19,000
その他飲食店	496	1,735,140	568	3,887,440	2,846	13,649,620	26	149,900
食肉販売業	5	16,200	15	130,520	21	115,200	0	0
食鳥肉販売業	1	600	2	63,410	1	4,000	0	0
氷雪販売業	0	0	0	0	1	10,000	0	0
理容業	112	222,610	196	857,020	160	828,710	4	34,500
美容業	326	1,133,650	498	2,791,030	1,577	8,831,770	9	87,000
興行場営業	0	0	1	30,000	0	0	0	0
旅館・ホテル業	47	241,780	71	1,301,040	42	365,200	3	35,500
簡易宿所営業	31	173,760	16	276,000	97	666,970	0	0
下宿営業	0	0	0	0	0	0	0	0
一般公衆浴場業	26	204,470	2	25,000	2	11,200	0	0
サウナ営業	7	67,980	0	0	18	119,250	0	0
クリーニング業	31	66,130	55	364,580	7	57,500	1	5,000
理・美容師養成施設	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,319	4,743,580	1,720	11,479,940	6,079	30,674,860	60	399,650

(単位：件,千円)

その他特例貸付		生活衛生改善貸付		生活衛生 コロナ特別貸付		特別貸付（注）		全貸付	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	317	1,543,740	648	4,739,330	64	567,090	6,822	35,010,610
0	0	10	38,700	20	246,650	1	25,000	154	974,230
0	0	30	143,100	64	510,400	4	57,000	555	3,083,720
0	0	14	90,100	23	227,200	3	62,200	187	1,223,920
0	0	4	39,500	4	41,500	1	5,000	17	130,700
0	0	14	57,700	43	259,350	6	28,900	629	2,996,520
0	0	70	297,910	54	277,000	7	20,950	687	2,757,420
0	0	175	876,730	440	3,177,230	42	368,040	4,593	23,844,100
0	0	8	57,800	8	82,200	0	0	57	401,920
0	0	1	10,000	0	0	0	0	5	78,010
0	0	1	7,500	0	0	1	20,000	3	37,500
0	0	101	321,620	47	183,800	7	71,230	627	2,519,490
1	4,200	81	302,880	193	1,475,870	19	65,400	2,704	14,691,800
0	0	1	19,000	0	0	0	0	2	49,000
0	0	14	90,900	45	617,920	26	551,200	248	3,203,540
0	0	2	12,600	6	64,100	7	73,400	159	1,266,830
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	6	34,400	2	5,000	1	5,000	39	285,070
0	0	0	0	0	0	1	32,000	26	219,230
0	0	41	199,350	25	269,350	8	132,050	168	1,093,960
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	4,200	573	2,599,790	974	7,437,570	134	1,517,370	10,860	58,856,960

(注) 生活衛生コロナ特別貸付を除く。